

第一九回

参第二二号

協同組合による保険事業に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、中小規模の事業者の協同組織による保険事業の健全な経営を確保し、もつて保険契約者その他の債権者の利益を保護し、その事業の発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二条第一号の二（組合の種類）に規定する火災保険協同組合をいう。

2 この法律において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法第二条第一号に規定する事業協同組合をいう。

3 この法律において「組合員等」とは、組合の組合員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる事業協同組合又は協同組合連合会（中小企業等協同組合法第二条第三号に規定する協同組合連合会で、同法第七十七条第一項第一号（預金等の受入）の事業を行うもの以外のものをいう。以下第九条において同じ。）を直接又は間接に構成する者及び組合員たる法人の役員をいう。

（認可）

第三条 組合は、主務大臣の認可を受けなければ、事業を行うことができない。

2 前項の認可を受けようとする組合は、その申請書に左の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 定款
- 二 事業方法書
- 三 普通保険約款
- 四 責任準備金算出方法書
- 五 事業計画書
- 六 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書面

3 前項第二号から第五号までに掲げる書類に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（認可の基準）

第四条 主務大臣は、前条第二項の規定により認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する場合を除く外、同条第一項の認可をしなければならない。

- 一 前条第二項第一号から第五号までに掲げる書類の内容が法令に違反する場合
- 二 前条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項が記載されていない場合
- 三 組合の役員が禁^レ以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行が終了した日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経ない者である場合そ

その他組合の業務を遂行するのに不適格であると認められる場合

四 組合の地区が一の都道府県の区域の全部又はこれをこえる区域でない場合

五 保険の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められる場合、保険契約の締結の見込が少いと認められる場合その他組合の事業の内容がその健全な経営を確保する上に適当でないとして認められる場合

(定款の変更等)

第五条 組合の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 組合は、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更をするには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(保険金額の制限)

第六条 組合が締結する保険契約の保険金額は、組合員等一人の財産(組合員等が政令で定める者である場合においては、政令で定める財産)につき、保険契約を締結する事業年度の直前事業年度末における左の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度末において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額とし、当該締結の日が組合の成立の日を含む事業年度中であるときは、当該事業年度の開始の日における払込済出資総額とする。)の十分の二に相当する金額(その金額が六十万円に満たないときは、六十万円とし、その金額が百五十万円をこえるときは、百五十万円とする。)をこえることができない。

一 払込済出資総額

二 中小企業等協同組合法第五十八条第一項(準備金の積立)の規定により積み立てた準備金の額

三 第十一条第一項に規定する責任準備金のうち政令で定める金額

四 任意積立金の額

(保険の目的の譲渡等)

第七条 保険の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、組合の承諾を得て、その目的に関し譲渡人が有する保険契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡に因り組合員の財産(中小企業等協同組合法第七十五条の二第二項(組合の事業)に規定する財産を含む。以下この条において同じ。)でなくなつたときは、当該目的は、当該契約の保険期間内は、中小企業等協同組合法第七十五条の二の規定の適用については、組合員の財産とみなす。

2 前項の規定は、死亡又は合併に因り保険の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く。)において、その際締結されていた保険契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことに因り組合員の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る保険契約の保険期間内は、中小企業等協同組合法第七十五条の二の規定の適用については、組合員の財産とみなす。

(商法の準用)

第八条 商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第三編第十章第一節第一款 (損害保険についての総則規定) (第六百五十条第一項 (保険の目的の譲渡) 及び第六百六十四条 (相互保険に対する準用) を除く。) 及び第二款 (火災保険) の規定は、組合が締結する保険契約について準用する。

(募集の制限)

第九条 組合は、その役員若しくは職員又は事業協同組合若しくは協同組合連合会に対する場合を除く外、組合のために保険契約の締結を代理させ、若しくはその媒介を委託し、又はその締結の代理若しくは媒介に関し手数料、報酬その他の対価を支払つてはならない。

(決算書類の提出)

第十条 組合は、通常総会の終了後、遅滞なく、その承認を受けた財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理に関する決議書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の書類の様式は、主務省令で定める。

(責任準備金及び支払備金の積立)

第十一条 組合は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払備金を計算し、これを積み立てなければならない。

2 前項の責任準備金及び支払備金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金運用の制限)

第十二条 組合は、左の方法による外、その資金を運用してはならない。

一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは中小企業等協同組合法による協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入をするとができるものへの預金、貯金若しくは金銭信託又は郵便貯金

二 国債、地方債又は政令で定める有価証券の取得

(保険金の削減及び保険料の追徴)

第十三条 組合は、保険金の削減及び保険料の追徴に関する事項を定款に記載しなければならない。

2 組合は、保険金の削減又は保険料の追徴を行うには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(解散事由)

第十四条 組合は、中小企業等協同組合法第六十二条第一項各号 (解散の事由) に掲げる事由の外、第二十二條第一項の規定による事業の認可の取消に因り解散する。

(解散決議等の認可)

第十五条 組合の解散の決議、合併及び事業の全部又は一部の譲渡は、主務大臣の認可を

受けなければ、その効力を生じない。

(精算人の選任)

第十六条 組合が事業の認可の取消に因り解散したときは、中小企業等協同組合法第六十八条(精算人)の規定にかかわらず、主務大臣が精算人を選任する。

(解散後の保険金の支払)

第十七条 組合は、総会の決議、解散を命ずる裁判又は事業の認可の取消に因り解散したときは、保険金を支払うべき事由が解散の日から三月以内に生じた保険契約については、保険金を支払わなければならない。

2 組合は、合併又は事業の全部の譲渡以外の事由に因り解散したときは、その解散の日から保険期間の末日までの期間に対する保険料を保険契約者に払いもどさなければならない。但し、前項の事由に因り解散した場合においては、同項の期間が経過した日から保険期間の末日までの期間に対する保険料を払いもどすことをもつて足りる。

(財産処分の順序)

第十八条 組合の清算人は、左の順序に従つてその財産を処分しなければならない。

- 一 一般の債務の弁済
- 二 保険金及び前条第二項に規定する保険料の支払
- 三 残余財産の分配

(報告及び資料の提出)

第十九条 主務大臣は、組合の業務の監督上必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び財産の状況に関し報告させ、又は資料の提出を命ずることができる。

(検査)

第二十条 主務大臣は、組合の健全な経営を確保し、又は組合員等及び組合の一般債権者を保護するため、部下の職員に、組合の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の場合において、検査のため必要があると認めるときは、組合の役員若しくは使用人に対して質問し、又はその帳簿書類その他業務に係る物件を検査することができる。

3 当該職員は、前項の規定によりその職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

(定款の変更等の命令)

第二十一条 主務大臣は、組合の健全な経営を確保し、又は組合員等及び組合の一般債権者を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第三条第二項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更、業務執行の方法の変更若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限することができる。

(法令等の違反に対する処分)

第二十二条 主務大臣は、組合がこの法律若しくはこの法律の規定による主務大臣の命令

若しくは第三条第二項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた特に重要な事項に違反した場合又は組合の業務若しくは財産の状況が著しく不良である場合において、組合の健全な経営を確保し、又は組合員等及び組合の一般債権者を保護するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は事業の認可を取り消すことができる。

- 2 保険業法第十二条第二項から第四項まで（聴聞）の規定は、主務大臣が前項の処分をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項の規定中「保険会社」とあるのは、「火災保険協同組合」と読み替えるものとする。

（主務大臣及び権限の委任）

第二十三条 この法律において「主務大臣」とあるのは、大蔵大臣及び組合員の資格として組合の定款に定められる事業の所管大臣とする。

- 2 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第二十四条 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。
- 二 第二十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

- 2 組合の代表者又は代理人、使用人、その他の従業者がその組合の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第二十五条 左の各号の一に該当する場合においては、組合の理事、監事又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定に違反して認可を受けないで第三条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項を変更したとき。
- 二 第六条の規定に違反して保険契約を締結したとき。
- 三 第九条の規定に違反して締結を代理させ、媒介を委託し、又は対価を支払ったとき。
- 四 第十条第一項の規定に違反して同項の規定により提出すべき書類を提出しなかつたとき。
- 五 第十一条第一項の規定に違反して責任準備金又は支払備金を積み立てなかつたとき。
- 六 第十二条の規定に違反して資金を運用したとき。
- 七 第十三条第二項の規定に違反して認可を受けないで保険金の削減又は保険料の追徴を行つたとき。
- 八 第十八条の規定に違反して財産を処分したとき。

九 第二十一条の規定による命令に違反したとき。

十 第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

附 則

この法律は、政令で定める日から施行する。

理 由

中小企業等協同組合法の一部改正により火災保険協同組合が設けられることとなるのに伴い、その健全な経営を確保し、もつて保険契約者等の利益を保護するとともに、その事業の発達に資するため、これを認可制度とする外、所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。